

今後の国土数値情報の整備・提供方針（案）
 —より開かれた・使われるデータに向けて—

目 次

はじめに	2
1. 国土数値情報の現状と評価	3
(1) 国土数値情報の歴史と現状	3
(2) 国土数値情報を取り巻く環境	4
① 経済・社会の動向	4
② 地理空間情報関連技術の進展・普及の動向	4
③ 官民学各主体の動向	5
(3) 国土数値情報の今日的評価と今後の方向性	7
① 国土数値情報の特徴・意義	7
② 今後の国土数値情報の基本的な方向性	7
2. 国土数値情報の整備等にあたっての諸課題	9
(1) ニーズの把握に係る課題	9
(2) ユーザーの拡大に係る課題	9
(3) データ整備・提供に係る課題	10
3. 今後の国土数値情報の整備等にあたっての方針	12
(1) 国土数値情報の利用ニーズの把握	12
① 官民各主体のニーズ把握	12
(2) 国土数値情報のユーザーの拡大	13
① 新たなユーザーへのアプローチ	13
② 商用利用等の拡大に向けた取組	14
③ 効果的な情報発信	14
(3) 国土数値情報の効率的・効果的な整備・提供	15
① 整備・更新対象の選択と判断	15
② 原典資料の標準化・高度化	16
③ 新たな技術の活用	18
④ データ提供方法の改善等	18
⑤ 国土数値情報へのアクセス性向上	20
⑥ 代替可能データへのアクセス性向上	20
おわりに	22

はじめに

国土数値情報は昭和 49（1974）年の整備開始以来、長年に渡り国土に関する基礎的な情報として整備・提供されてきた。平成 13（2001）年には一般ユーザー向けにインターネットを通じたダウンロードサービスを開始しており、オープンデータの先駆けともいえる存在である。

本年（令和 6（2024）年）は、国土数値情報の整備開始からちょうど 50 年の節目となる年である。50 年に渡る取組みの積み重ねにより、我が国の国土に関する基礎的な情報として社会的に信頼されるデータとなっている。

国土数値情報の整備方針については、平成 22（2010）年に「国土情報整備に係る中期的方針」を策定し平成 30（2018）年に改定を行っており、これらで定めた方針に沿って取組を進めてきたところである。

一方、情報通信技術の進展や、これに伴う地理空間情報の官民の多様な主体における利用の普及・拡大、AI 等の新たな技術の出現等、国土数値情報を取り巻く環境は大きく変化してきている。また、国土数値情報の利用についても、従来は国・地方公共団体における国土・都市等の分野での利用が主であったところ、近年では民間企業や教育関係者などによる多様な利用も広がりつつある。一方で、実務上の観点からは、国土数値情報の整備等について、予算制約に伴う効率化の要請や、より広く使われるための効率的な情報発信などの点で改善すべき点もある。

そこで、今回、上記のような国土数値情報を取り巻く環境の変化、現状での利用や整備の状況を踏まえつつ、今後の国土数値情報の位置づけや、それに基づく整備・提供等に関する対応策を検討し、「今後の国土数値情報の整備方針」としてとりまとめることとした。

検討にあたっては、学識者、実務者による検討会を開催して意見・示唆をいただいた。国土数値情報はすでに我が国の国土の基礎的な情報として信頼を得ているが、この位置づけを維持しつつ、より多くのユーザーや分野において利用され、一層広範囲に社会的な価値を提供するデータとなるべく、上述の「国土情報整備に係る中期的方針」を踏まえ、論点を絞り、現状の課題とその解決に向けた方策について議論いただいた。

検討会による議論を踏まえ、令和 6（2024）年 3 月に中間とりまとめとして公表し、中間とりまとめに対し国土数値情報のユーザーを中心に一般からご意見を募集した。本資料はいただいたご意見をもとに中間とりまとめを加筆修正し、最終的な方針としてとりまとめたものである。

1. 国土数値情報の現状と評価

(1) 国土数値情報の歴史と現状

国土数値情報は、国土の基礎的な情報に位置情報（緯度経度）及び属性情報が付与された公的な GIS データとして国土交通省が整備・提供している地理空間情報であり、以下で整備にあたっての経緯や現状について概括的に述べる。

(国土数値情報の整備・提供の経緯)

- ・ 国土数値情報の整備は、旧国土庁において、国土計画・地域計画の策定及び各種プロジェクトの計画・実施の支援、国土行政全般にわたる各種施策の推進に資するため、国土に関する基礎的な情報の総合的・体系的な整備及び分析支援を行うことを目的として、昭和 49(1974)年から、国土情報整備事業の一環として開始された。
- ・ 開始当初は利用者を公共機関・研究機関に限定していたが、インターネットの普及に伴い、平成 13 (2001) 年に GIS ホームページ（現 国土数値情報ダウンロードサイト）を開設し、一般向けに国土数値情報のダウンロードを可能とした。
- ・ 提供データ形式については、開始当初は数値として提供していたが、その後 GML となり、さらに平成 22 (2010) 年からはシェープファイルでの提供を行った。さらに、平成 28 (2016) 年以降は GeoJSON での提供も行っており、徐々に提供形式の種類拡大を進めている。

(国土数値情報の現状)

- ・ 国土数値情報は現在、土地利用、行政区域、公共施設、社会基盤、災害リスクなど、国土、土地・不動産、まちづくり等に関する基礎的な情報約 190 項目を GIS データとして、全国統一的なフォーマットで整備し、無償で提供されている。(現状の国土数値情報の整備項目・整備年次等は別表参照)特に、災害の頻発化・激甚化が懸念される中、国土交通省水管理・国土保全局や国土地理院と連携し、災害リスク情報のデジタル化・オープンデータ化を加速している。
- ・ また、多様なデータの整備・提供により、当初の目的であった国土の分析だけでなく、地方公共団体や教育機関、大学等研究機関、メディア、民間企業等、多様な主体による様々なシーンでの活用が進んでいる。主体別の利用割合は、おおよそ民間企業が 50%、大学が 30%、公共機関及び個人がそれぞれ 10%となっている。(参考資料 1)
- ・ この結果、国土数値情報における年間ダウンロード件数は年々増加している。平成 21(2009)年度では約 50 万件だったところ、令和 4 (2022) 年度にはその 3 倍となる約 155 万件となっており、令和 5 (2023) 年度では 200 万件を超える見込みである。(参考資料 2)
- ・ 民間の調査機関の試算によると、国土数値情報の整備効果は令和 5 (2023) 年段階で直接効果 142 億円、波及効果含めて 380 億円ともいわれている。

(国土数値情報の利用状況)

- ・ 現状での国土数値情報の官民でのユーザー・利用シーンとしては、以下があげられる。
- ・ 各府省庁における計画・施策（国土形成計画、国土審議会、再生可能エネルギーのポテンシャル推計（環境省）、災害時避難情報（気象庁）等）の策定
- ・ 地方公共団体における計画・施策（都市計画・交通計画マスタープラン、森林・鳥獣保護管理、地理教育等）の策定

- ・ 民間企業等による市場分析（出店候補地検討、不動産情報提供、災害リスク分析、防災情報提供、地盤情報提供等）の実施
- ・ 学術・研究機関での調査・研究等における利用（国土・都市の構造分析、施策提言等）

（整備コスト）

- ・ 国土数値情報の整備は、原典資料の収集、位置情報の付与、属性情報の付与、検査等のプロセスで進められており、それぞれの段階で所要のコストが発生する。
- ・ 一方で、近年は厳しい財政制約の下、国土数値情報の整備費としては十分に予算が獲得できているとはいいがたく、整備更新を行うデータの項目は限定せざるを得ない状況が生じている。この状態が継続することで、必要なデータを整備できなくなることも懸念される。
- ・ そのため、データ整備にあたっては、必要な予算の確保につとめていくとともに、限られた予算を踏まえ、より一層効率的に進め、トータルとして行政コストを下げていくことが必要となっている。

（２）国土数値情報を取り巻く環境

一方、国土数値情報を取り巻く環境は、整備当初から大きく変化している。

① 経済・社会の動向

（人口減少・生産年齢人口の減少）

- ・ 我が国は、すでに人口減少に直面している。全国の総人口は、平成 20（2008）年の約 1 億 2,800 万人をピークとして減少局面に入っており、国立社会保障・人口問題研究所が令和 5（2023）年 4 月に公表した将来推計人口の中位推計では、2050 年には約 1 億 500 万人、2070 年には約 8,700 万人まで減少する見込みとなっている。
- ・ また、生産年齢人口の減少による労働力不足の解決も喫緊の課題である。平成 12（2000）年の約 8,600 万人から令和 2（2020）年の約 7,500 万人と、直近 20 年間で約 1,100 万人減少しており、将来推計人口の中位推計では、2050 年に約 5,500 万人、2070 年には約 4,500 万人まで減少する見込みとなっている。特に近年では人口の都心部への一極集中が加速しており、地方での労働力不足は顕著となっている。

② 地理空間情報関連技術の進展・普及の動向

（AI の進展）

- ・ 近年では、AI（人工知能）の技術進展も目覚ましい。大量のデータから分析・情報検出・将来予測等を行う技術は社会の多くの場面で用いられている。地理空間情報分野においても、例えば、航空写真や衛星画像を用いた建物用途の判別や土地利用の変化の検出、点群データを用いた地物の分類やフィルタリングなど、深層学習による推論によって地物や属性等を半自動的に判定する技術が既に実用化されつつある。また、3 次元データの利活用も進んでいる。

（地理空間情報の活用に係る新たなツールの出現）

- ・ 情報通信技術の進展・普及に伴い、地理空間情報の活用に係る新たなツールも多く出現しており、容易に地理空間情報を扱える環境の整備が進んでいる。無料で使える GIS ソフトである

QGIS が普及しているほか、近年では、アカウントさえあればスマートフォンやタブレットでブラウザ上からアクセスでき、地図の作成・保存等が可能となるクラウド型 GIS も登場している。また、政府が提供する分析システムとして、地域経済分析システム (RESAS) や地図で見る統計 (JSTAT MAP) 等の整備も進められてきている。

③ 官民学各主体の動向

政策や技術の進展等により、国や地方公共団体、民間等の各分野ではデジタル化の取組が進み、GIS の活用も進展が見られる。さらに近年では、データ分析の専門家や技術者のみならず、誰もが積極的にデータを活用していく動向にある。

1) 社会全体の DX の推進

(日本社会のデジタル化促進、デジタル庁発足、包括的データ戦略等)

- 令和 3 (2021) 年には「デジタル社会形成基本法」が成立し、これと連動し、日本社会におけるデジタル化推進の司令塔として、同年デジタル庁が発足した。同庁からは同年 12 月に「包括的データ戦略」が提示されており、「データが分野を超えて連携し、さらなる価値を生み出す仕組みの実現」「社会課題解決のために必要なデータの整備」を実現すべき社会の方向性として掲げている。さらに同年「デジタル田園都市国家構想」が策定され、地方の課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての人々がデジタル化のメリットを享受できる暮らしの実現を目指すこととしている。
- また、社会的な DX や EBPM の要請も踏まえつつ、国においては、データを活用する社会の実現に向けたスマートシティ政策、デジタル人材育成等の取組が進められているところである。

(オープンデータ化の促進)

- 政府でのオープンデータに関する取組も近年重点的に進められている。
- 平成 25 (2013) 年には政府は「2 次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的な考え方 (ガイドライン)」を策定し、各府省がインターネットを通じて公開するデータの著作権等の位置づけや利用ルールのある方を示している。また、平成 26 (2014) 年には「政府標準利用規約」を定め、オープンデータは商用利用も可とすることが原則とされた。また、平成 28 (2016) 年には「官民データ活用推進基本法」が成立し、さらに平成 29 (2017) 年には「オープンデータ基本指針」を定め、オープンデータを①営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの②機械判読に適したもの③無償で利用できるもの、の全てに該当する形で公開されたものと定義し、各府省庁が保有するデータはすべてオープンデータとして公開することを原則とした。(参考資料 3)
- また、地方公共団体のオープンデータについて、公開ニーズの高いデータセットのフォーマットを揃えることにより、地方公共団体のデータ提供と企業や市民等による利用を結びつけることを目的として「自治体標準オープンデータセット」の作成・公開が平成 30 (2018) 年以降進められている。
- 加えて、行政機関間の連携や民間事業者を含めたデータ利用を推進するべく、ベース・レジストリとして、社会の共通基盤となるデータ群の定義・整備が令和 3 (2021) 年以降進められている。

- これらの国の取組と並行し、官民の多様な地理空間情報を集約しオープン化する事業として、平成 28（2016）年に「G 空間情報センター」が設立・運用されており、開設以来、登録データ数やページビュー数も増加している。

2）地方公共団体による GIS 等の活用

- 地方公共団体においては、各分野の個別 GIS や分野横断の統合型 GIS の普及が進んでおり、業務における地理空間情報の活用は定着しつつある。近年では前述したデジタル田園都市国家構想に基づく交付金等により GIS の整備・活用を進めている地方公共団体もある。

3）民間による新たなビジネスの登場

- 情報通信技術や GIS 関連技術の進展、オルタナティブデータの出現等により、近年では民間企業による地理空間情報を活用したビジネスが多く出現している。例えば、位置情報活用型ゲームやエリアマーケティングなどの地図活用型業務サービス、メディアによる地図情報の活用、不動産価格推定などビッグデータや AI を活用したサービス等が普及してきている。
- また、衛星データプラットフォームである Tellus や登記所備付地図のオープン化（令和 5（2023）年 1 月）をきっかけとした民間サービスも創出されている。

4）研究機関における GIS 等の活用

- 大学、国や自治体、その他法人の設置する研究所等の研究機関においては、従来から地理空間情報は利用されてきたが、社会において多様な地理空間情報の流通が進むにつれて、より一層 GIS データの利活用が進展することが期待される。
- また、大学等においては、GIS ソフトやデータが多く流通するにつれ、GIS を活用した授業が行われることも増えており、より一層の GIS の利用者層の拡大が期待される。

5）高等学校教育等での「地理総合」の必修化

- 教育分野では、令和 4（2022）年から高等学校において「地理総合」の履修が必須となり、従前の指導要領においては活用を工夫するものとして位置づけられていた GIS について、その役割や有用性を理解すべきものとされた。
- 教育課程における位置づけの重点化により、地理空間情報の利用者の裾野が拡大することが期待できる。将来、国・地方公共団体の職員や民間企業でのプレーヤー、データサイエンティスト等という立場で、国土数値情報を活用することが期待される。
- 今後、地理情報システム（GIS）の教育現場での利用機会は高まると考えられるなか、国土数値情報においても、これらの動向・事情と連動した取組を進めていくことが求められる。

上述した我が国の人口減少は、社会全体に供給制約をもたらし、我が国の持続的な成長の阻害要因となるものであり、~~オープンな~~データをデジタル技術で処理することで、社会のあらゆる分野で効率性をあげていく取組が進められているところである。主要なオープンデータである国土数値情報についても、さらなる利活用を生み出す取組を進める必要がある。

(3) 国土数値情報の今日的評価と今後の方向性

① 国土数値情報の特徴・意義

国土数値情報を取り巻く環境変化も踏まえ、あらためて国土数値情報の特徴・意義について整理する。

国土数値情報の特徴は、主に以下の3点に整理される。

- ・ 地理空間に関する幅広い情報について、統一されたフォーマットで、パッケージとして無償で提供しており、多くのユーザーが異なる分野のデータを組み合わせて利用しやすい環境を提供している
- ・ 全国のデータを過年度分も含めて提供しており、特定のエリアや時点の分析のみならず、空間的にも時間的にも広範な分析が可能である
- ・ 公的な情報を原典とし、検査基準を設けることで高い品質を確保しており、信用できる情報として利用が可能である

また、国土数値情報の社会的意義としては、主に以下の2点があげられる。

- ・ これまで約50年に渡り整備を継続し、オープンデータとしても20年以上提供しており、信頼できるGISデータとして社会的に認知されている存在である
- ・ 行政機関や民間企業が保有・提供する様々なデータと組み合わせることで、正確性の高い分析等を行うことができる、我が国の重要なインフラデータである

② 今後の国土数値情報の基本的な方向性

前述したとおり、国土数値情報のユーザー・利用シーンについて、

当初、国土数値情報のユーザーや利用シーンは、国土計画や地域計画の策定など、公的分野や研究目的での利用に限られていたが、オープンデータ化に伴い、民間主体の利用も増加している。したがって、社会により開かれたデータ環境を整えることで、専門家だけでなく誰もがデータを活用できるようにし、多様な主体による「データ活用の民主化」を一層推進する役割を担う必要がある。

今後の国土数値情報の整備にあたっては、従来の国土計画策定等の公的分野等での利用にも引き続き対応しつつ、より使われるデータとするための方策をあわせて進めていくことが必要である。またその際は、国土数値情報の持続的な提供のため、整備コストの圧縮や統一化・標準化による手間・手続きの簡素化も踏まえる必要がある。このような問題意識に基づき、国土数値情報の整備等にあたっての具体的な課題と、その対応策を検討するにあたっての基本的な考え方を、以下の通り整理した。

- ・ 国土数値情報は、20年以上にわたり公共が市場に提供してきた信頼あるオープンデータであり、重要なインフラデータとしての役割を果たしてきた。こうした社会的意義を根底としつつ、引き続き、社会の重要なインフラデータとしての機能を果たすため、国土の基礎的な情報（位置・属性）を一定の精度を担保して整備し、広く提供していく。
- ・ さらに、今後のデータ活用社会に貢献すべく、ユーザーのニーズを把握し、新たなユーザーを取り込みながら、より開かれた・使われるデータへの転換を進める。

- ・ 国・地方公共団体等による積極的な利用を促進しつつ、同時に、新たなユーザー（民間企業、データサイエンティスト、学生・教育関係者等）への利用拡大や、新たなユーザーにとって利用しやすいデータの整備・提供を推進する。
- ・ 所管省庁や原典資料を多く保有する地方公共団体等の関係主体との連携により、効果的な整備を進める。
- ・ AI 等の新技術の活用等により、効率的な整備を進め、良質なデータを提供し続ける。
- ・ ユーザーの利便性が確保されるよう、整備・更新に関する情報を効果的に発信していく。

以下では、国土数値情報の整備・提供等のそれぞれの観点からの課題を整理・把握し、その対応策の検討を進める。

2. 国土数値情報の整備等に当たっての諸課題

- ・ 前述した国土数値情報の現状と評価を踏まえ、今後解決を図るべき諸課題について整理する。課題として大きく、(1) ニーズの把握、(2) ユーザーの拡大、(3) データの整備・提供の3つのテーマに分けて整理する。

(1) ニーズの把握に係る課題

国土数値情報へのニーズ把握に係る課題としては、以下が挙げられる。

- ・ 国土数値情報の整備開始当初は、国土行政全般にわたる各種施策の推進が整備の背景にあり、国土に関する基礎的な情報の総合的・体系的な整備及び分析支援を行うことが目的とされていた。一方昨今、ユーザーや利用シーンは多岐に渡っており、国・地方公共団体だけでなく、民間企業による利用ケースも増加している。エンドユーザーを含めたユーザーのニーズや利用シーン、活用事例に関する情報を収集することが、今後の整備・提供項目を検討する上で重要となるが、現状ではこうした情報収集は限定的となっている。
- ・ 具体的には、国土数値情報をダウンロードする際にアンケートを実施してきたが、このアンケート以外にユーザーのニーズを把握する方法がこれまではなかった。

(2) ユーザーの拡大に係る課題

国土数値情報へのユーザー拡大に係る課題としては、以下が挙げられる。

(新規ユーザーの獲得)

- ・ これまで、国土数値情報の利用者は主に行政機関、研究機関等が多く、新規ユーザーの獲得に向けた活動は積極的に行っていなかった。

(効果的な情報発信の必要性)

- ・ 国土数値情報の整備にあたり、整備予定項目の事前発表などを行っておらず、ユーザーにとって予見性がない形でデータの提供がなされている。
- ・ 現状では提供しているデータの専門家や当該分野に知見のあるユーザーによる利活用が中心となっており、当該分野に明るくないユーザーに十分な情報提供ができていない。

(商用利用できない・公開できないデータの存在)

- ・ 国土数値情報で提供されるデータの中には、商用利用できないデータが存在しており、ユーザーの利便性を著しく損ねている。また、商用を目的とするユーザーを取り込めておらず、改善が必要である。

※過去の原典資料収集時に、商用利用可能なオープンデータとすることを前提として提供依頼をしていなかったデータのほか、近年は政府のオープンデータ基本指針に則り商用利用を可能とする前提で原典資料の収集を行っているものの一部の原典資料提供者（地方公共団体等）の意向により商用利用が不可とされたデータも存在する。

- ・ また、同じく原典資料提供者等の意向により、データの提供は受けるものの公開は不可とされるデータも存在しており、その結果ユーザーの利便性を損ねている状態となっている。

(3) データ整備・提供に係る課題

国土数値情報の整備・提供に係る課題としては、以下が挙げられる。

(整備・更新項目の判断基準)

- ・ 国土数値情報では、年々提供するデータ項目を増やしてきた一方、どのデータ項目を整備・更新するかという明確な判断基準がなく、実務において原典資料保有部局からの相談に応じて国土数値情報化を検討するなど、その都度判断していた。

(原典資料の収集・作業コスト)

- ・ 国土数値情報の整備で使用する原典資料は GIS データになっていないことが多く（例えば、公共施設、医療機関、福祉施設など緯度・経度情報が存在しない住所リストや学校区を示した紙図面等）、その場合住所に緯度・経度情報を付与する作業や紙図面をスキャニングして電子地図上で位置合わせを手作業で行うことが必要となる。さらに、属性情報が付与されていない場合は、別途必要な情報を入手し情報を付与する処理を行っている。これらの作業に大きなコストを要しており、データ整備にあたっての課題となっている。
- ・ 国土数値情報で公開されているデータと原典となる自治体のデータの間で整備時点や修正履歴等の違いでずれが生じ、利用者の混乱を招くことがある。
- ・ 土地利用データの整備では、衛星画像を原典資料として用いているが、その入手費用や目視判読作業にかかる作業が大きな負担となっており、省力化等が課題である。

(エラーの情報収集・修正)

- ・ 提供しているデータについて、ユーザーからエラーの指摘を問い合わせ窓口もしくはユーザーアンケートにて受けることがあるが、積極的にエラー情報の提供を求める体制になっておらず、データのエラーを効率的に把握する方法が存在していない。

(提供データ形式)

- ・ 国土数値情報では、平成 28（2016）年以降、基本的にシェープファイル、GML、GeoJSON によってデータの提供を行っているが、ウェブシステムに容易にとりこめるなどの、これらのデータ形式にはないメリットを持つ新たなファイル形式が生まれており、これらの形式への対応を求める声もある。
- ・ また、他機関で提供されているデータ形式（地図タイル形式等）やメタデータ記述形式での提供を求める声がある。

(データダウンロードにおける利便性向上)

- ・ 現状のダウンロードサイトでは、都道府県単位や、地域メッシュ番号単位など、ダウンロードが一件ずつしか行えないしくみとなっているが、ユーザー側は複数のデータを利用することが多く、ユーザーの利便性を低下させているとの指摘がある。
- ・ また、API を用いてオープンデータの提供を行っている他のデータプラットフォームの事例もあり、国土数値情報についても API によるデータ配信を望む意見も存在するが、コスト面など

から実現できていない。

(提供しているデータの検索性)

- 国土数値情報は、例えば政府のデータポータルサイトである e-GOV データポータルへの登録がなされていないなどにより、必要なデータを検索しても国土数値情報にたどりつけないことも生じ、検索性が低い状態となっている。また、データダウンロードサイトにおいて提供しているデータの属性情報等の内容がわかりにくく、結果としてデータ全体の視認性を低下させている。

3. 今後の国土数値情報の整備等にあたっての方針

(1) 国土数値情報の利用ニーズの把握

① 官民各主体のニーズ把握

前述した経緯・現状や課題を踏まえ、国土数値情報がより広く様々なプレーヤーに活用されるインフラデータとなるよう、様々なニーズを把握していくことが必要である。具体的には、以下のような方策を進めていく。

なお、◎の項目は既に取り組みを開始している事項、○の項目はすみやかに取り組むべき事項、●の項目は中長期的に取り組む事項とする（以下同じ）。

○ ラウンドテーブル等の意見を聴取する場の開催

- ・ 国土数値情報のニーズの収集にあたっては、ユーザーアンケートに加え、データ活用を希望する主体から利用ニーズや利用シーンの具体的な内容を直接聴取することが重要である。例えば東京都では「東京都オープンデータラウンドテーブル」を開催し、民間事業者からのデータ活用に関するニーズやオープンデータの活用事例の把握を行っている事例もある。（参考資料 4）
- ・ 国土数値情報についてもユーザーや利用ニーズのある学識経験者・地方公共団体の職員・民間企業等によるラウンドテーブルを開催し、実際の利用ニーズや利用シーンについて議論する。また、議論の様子は国土交通省ホームページ等で公開し、開かれたものとする。
- ・ 国土数値情報の利活用者が多い学会等で議論いただく場を設けることも検討する。また、これまで国土数値情報との関連が少ない分野の学会等においても対象とするなど、幅広く周知し意見を募る。

○ データの整備・更新・活用に関する意見交換がオープンに実施できるフォームの構築

- ・ 今後、国土数値情報をより開かれたインフラデータとしていくためには、単にユーザーニーズを集めるだけでなく、ニーズに対してどのような対応をしたのか、ユーザーとのコミュニケーションを行い、ユーザーの理解を得ていくべきである。
- ・ このため、国土数値情報ダウンロードサイトに投稿フォーム等を開設し、データ整備・更新に関する要望や意見、活用方法等を投稿できるようにするとともに、その内容を他のユーザーも閲覧できる形とする。またそれらへの対応方針やその理由についても示していくこととする。

○ 国・地方公共団体におけるニーズ等の把握

- ・ 国土数値情報は国土の分析を目的として整備が開始されており、利用シーン・ユーザーが多様化した現在においても、都市計画・まちづくり・交通・防災等の分野において広く国の機関や地方公共団体において用いられている。
- ・ このため、国土交通省内外の各府省庁・各部局や、地方公共団体に対し、アンケートや意見交換を実施し、国・地方公共団体における利用ニーズや必要とされるデータの粒度等を把握する。

◎ 国土数値情報ダウンロードサイトにおけるユーザーアンケートの実施

- ・ 現在ダウンロードサイトで実施しているアンケート調査を継続し、ユーザーの属性や具体的利用シーン、整備項目・更新頻度等のニーズのほか、データの具体的な活用方法についても把握

を進める。アンケートの実施においては回答しやすいよう内容を精査し工夫していく。また、必要に応じてアンケート調査回答者に対するヒアリング調査等も実施していく。あわせて、アクセスログを用いて客観的な情報の把握に努め、ニーズを的確に把握していく。

(2) 国土数値情報のユーザーの拡大

① 新たなユーザーへのアプローチ

国土数値情報の利用者は多岐に渡っているが、特に現在の経済・社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、データサイエンティストや学生・教育関係者に着目し、それらのユーザーの獲得・定着を目指すべく方策を進める。

○ データサイエンティスト等の利用促進

- ・ 今後、デジタル化・データ活用により、社会全体の省力化・効率化を図りながら、日本経済の活性化を進めていく必要がある。この際、重要となるのが、データサイエンティスト等の高度 IT 人材である。これらのデータサイエンティストによる国土数値情報の利用シーンを拡大していく必要がある。
- ・ このため、国土数値情報においても、データサイエンティストに対するニーズ把握（データ項目や形式等）を行うほか、関係団体等と連携し、利用シーンの拡大を目的としたデータ活用のコンテストイベントの開催や他のイベント等との連携等を検討する。

● 学生・教育関係者の利用促進

- ・ 令和 4（2022）年度から高等学校教育等での「地理総合」が必修化し、特に高校生・大学生等が地理空間情報に接する機会が増加するため、これらの学生・生徒が在学中だけでなく将来の高度 IT 人材として長期的に国土数値情報のユーザーとなることも期待できる。
- ・ 一方、教育現場においては、多忙な校務の中で専門的な技術を要する GIS を活用・操作することが求められるため、より効果的・効率的な GIS 教育が実施できるよう支援することが求められる。
- ・ このため、国土数値情報においては、国土地理院や文部科学省との連携も視野に、学生・生徒向けの解説資料の整備や、学習テーマに応じて教材として活用しやすいデータセットの提示などを行っていく。また、関係学会等と連携し、教育現場において GIS や国土数値情報を導入・活用した効果的な取組事例の表彰や周知を実施する。

○ 自治体職員や市民への周知

- ・ これまで国土数値情報を利用していない自治体職員や市民に対しては、データの存在や利用方法について情報周知を行い、認知度向上と利用促進に努め、ユーザーの一層の拡大を目指す。

○ ベース・レジストリとしての位置づけに向けた検討

- ・ デジタル庁では、「行政又は民間におけるサービスの共通基盤として利用すべき又は利用可能なデータ群であって、行政機関等が正当な権限に基づいて収集し、正確性や完全性の観点から信頼できる情報を基にした、最新性、標準適合性、可用性等の品質を満たすもの」をベース・

レジストリとして位置づけ、我が国のデジタル化推進の基礎となるよう取り組んでいる。

- これを踏まえ、国土数値情報が信頼性の高いデータとして認知され、国や地方自治体関連の事業での利用が推奨されるなど、より使われるようにしていくため、政府のベース・レジストリとして位置づけられることを目指す。

② 商用利用等の拡大に向けた取組

○ 商用不可データ・公開不可データのオープンデータ化に向けた取組の実施

- 国土数値情報の一部データ項目（項目全体や、項目のうち一部の地方公共団体のデータ等）には、原典資料の権利関係や各地方公共団体の意向により商用利用不可、さらには国土数値情報として公開不可となっているものがあり、ユーザーの利便性を著しく損ねている。
- このため、商用利用不可データや公開不可データについて、政府の「オープンデータ基本指針」に則り、より多くのデータがオープンデータとなるように調整を進めるほか、今後原典資料を収集する際には、オープンデータを前提として提供を依頼する。
- 公開不可データがある場合にはその理由をできるだけ示していく。
- また、オープンデータと利用に制限のあるデータは区別して公開すること等により、円滑に原典資料の提供を受けられ、かつユーザーにとって利用しやすい環境づくりについても検討を行う。
- オープンデータ化については、整備年度や利用頻度等を勘案してその優先度を決めていくなど、効率的に取組を進めていく。
- 海外でのオープンデータ化が進んでいる事例についても参考にしていく。

③ 効果的な情報発信

今後、新たなユーザーの拡大のためには、データ整備に関する情報を積極的に発信していく必要があり、その機能の強化が必要である。

◎ データ整備・更新予定に関する広報の実施

- 国土数値情報においては、これまで、データ整備・更新の予定に関して事前の周知を行っておらず、データを自ら手当した後に国土数値情報として提供され無駄が生じた、また、整備・更新時期が古い場合、データが現状と異なるといった課題が見られた。
- このため、国土数値情報として整備・更新する予定のデータ項目をあらかじめ公開するほか、それらの項目の具体的な内容（地物、属性、サンプル等）についても事前にプレスリリースやSNSで発信していく。

○ 活用事例の収集・紹介

- 国土数値情報は、多様なユーザーによる利用が進んでいると考えられるものの、国土交通省において具体的な活用事例の把握はできていない。国土数値情報の活用事例が広く周知されることにより、データ活用のイメージが喚起され新たな活用事例が創出される、優良な活用事例の横展開が進む等の効果が期待でき、新規ユーザーの開拓にもつながることとなる。
- このため、ユーザーアンケートにおいて活用事例についての把握を進める（前述）ほか、活用事例の紹介を希望するユーザーからの投稿を受け付ける。収集した活用事例については国土数

値情報ダウンロードサイトに専用ページを設けて紹介するほか、プレスリリースも含め多様な媒体を活用しての発信を積極的に進める。

- ・ なお、一般的に国土数値情報を原典として利用するにあたっては、原典表示することを促し、データの存在の周知に努めていく。

◎ 情報発信チャネルの拡充

- ・ 上記施策を効果的に展開するには、国土数値情報ダウンロードサイトや国土交通省ウェブサイトでの情報発信に加え、多様なチャネルでの情報発信が重要である。
- ・ このため、SNS等の情報発信チャネルを開設し、国土数値情報のデータ整備・更新予定や活用事例、データを視認できるサイトの情報等を発信する。また、雑誌等での発信や、学会・G空間EXPO等のイベントの活用、G空間情報センターとの連携等を進める。

(3) 国土数値情報の効率的・効果的な整備・提供

ここでは、国土数値情報を効率的・効果的に整備・提供するための取組について示す。

① 整備・更新対象の選択と判断

多様なニーズを把握する必要一方で、限られた予算や人的資源のもとデータ整備・更新を進めていく必要がある。このため、今後国土数値情報が果たすべき役割を考慮しつつ、どの項目を整備・更新していくのか判断するための、透明性・納得性のある判断基準が必要と考えられる。

◎ データ整備・更新の判断基準となる評価軸の設定

- ・ ニーズ把握により得られたデータの新規整備・更新・改善等の要望について、実際にその要望に応えられるか否か、また、どのような優先順位で応えるかを判断するための評価軸が必要と考えられる。
- ・ このため、データ整備・更新の判断基準として、以下の評価軸を設定することとし、これらについて検討を行ったうえで、データ整備・更新にあたっての実施について決定する。
- ・ 整理・検討の結果、整備・更新が難しいデータについても公表し、ユーザーに状況を示していくことを検討する。なお、オープンデータの整備・公開にあたっての安全保障上の留意点については、国全体での議論を踏まえて国土数値情報における対応を検討するものとする。

データ整備・更新の判断基準となる評価軸

信頼性	多様な主体の意思決定の参考となるような正確性があるか
汎用性	単一目的でなく多様な局面で活用できるか、特に民間企業等多様なユーザーのニーズへの対応も期待できるか
重要性	政策的に重要か 国・地方公共団体が整備すべき情報か、もしくは社会的に求められているか
有用性	利用者・利用方法が想定され、一定の利用が確実に見込めるか
継続性	技術的・予算的制約の観点から継続的に原典資料を入手できるか、また加工・更新し続けることが出来るか
実現性	技術的・予算的制約の観点から現実的なコストで整備できるか、また、ユーザーに

	求められる作成単位・精度・範囲で整備できるか
適時性	制度改正のタイミング等、データが必要とされている時期か
代替性	他に代替できるデータはないか、既に類似のデータが提供されていないか 代替・類似データがある中で、国土数値情報というプラットフォームで提供する意義があるか

● 評価軸に基づく総合的な判断

- ・ 国土数値情報の整備・更新内容について、透明性・納得性のあるものとして対応していくには、設定した判断基準に基づき、開かれた場で総合的に判断していくことが重要である。
- ・ このため、中長期的には、有識者や実務者等により構成されたアドバイザリーボード等を設置し、評価や意見・示唆を得ながら整備・更新について判断することを検討する。

● データの性質・ニーズに応じた精度・更新間隔・整備範囲等の規定

- ・ 国土数値情報の整備・更新にあたっては、データの性質・ニーズに応じて、精度の水準、更新間隔・頻度・整備範囲等も多様であると考えられる。
- ・ このため、データ整備・更新の判断基準となる評価軸を参照しつつ、データの性質・ニーズに応じ精度・単位・更新間隔等を規定する。例えば行政区域については、ニーズに応じて市区町村界のみでなく、都道府県界も整備していく。
- ・ 原則として全国均一に同一仕様で整備するものの、データによってはその整備範囲を必ずしも全国均一に整備することとせず、特にニーズの高い地域や原典が得られる地域を整備し、ユーザーの意見等を踏まえつつ徐々に整備範囲を広げる等の柔軟な手法を取ることも可能とする。

② 原典資料の標準化・高度化

国土数値情報の整備・更新にあたっては、情報を保有する主体（原典保有者）からの原典資料の提供が不可欠であるが、原典資料が GIS 化されていないものも一定数存在し、国土数値情報とするための加工・編集作業が大きな負担となっていることから、原典資料を均質化・標準化することが求められる。~~情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続き法）においても、政府は情報システムを利用して迅速に情報の授受を行うため、データの標準化を含む情報システムの整備に関する計画の作成が求められている。~~

また、昨今オルタナティブデータ等、多様なデータが出現しており、これまでには得られなかった情報を利用することも期待できる。

上記を踏まえ、今後、以下の方策を進める。

○ 原典保有者へのフィードバックによる原典資料の質の向上

- ・ 地方公共団体等から提供される原典資料において、位置情報・属性情報が不十分である場合や、エラーが発見された場合であっても原典資料自体が修正されなければ、データの更新にあたって資料提供を受けるたびに再度の修正作業が発生するなどの非効率が生じている。
- ・ このため、国土数値情報の整備過程で原典資料にエラーが見つかった場合は、所管省庁等を通じて原典保有者にフィードバックし、原典資料それ自体を修正するように働きかける。また、整備の過程で、原典資料の位置情報を調整した場合は、所管省庁等を通じて原典保有者にフィ

ードバックし、調整後の位置情報を保持するよう働きかける。

○ GIS データ化を促進するガイドライン、発注仕様書の留意事項の作成

- ・ 国土数値情報においては、地方公共団体等から原典資料の提供を受けているものが多いが、紙図面での提供や、住所リストのみで位置情報・属性情報がデータに含まれていないケースが存在し国土数値情報の整備にたつての大きな負担となっている。
- ・ 一方、地方公共団体にとっても、業務の効率化の観点から、自らの行政情報を GIS データで保有する政策的意義は高く、また今後のデジタル化・オープンデータ化の促進にもつながる。
- ・ しかし、地方公共団体においては、地理空間情報や GIS に関する知見を有する職員は多くはなく、GIS データの品質保持や検査方法が分からない、といった声も聞かれる。
- ・ また、地理空間情報を扱っての図面作成等の業務発注においては、GIS データの作成や納品を求める仕様になっていないことも多い。
- ・ このため、地方公共団体及び地方公共団体から業務発注を受けてデータ整備を行う事業者に向けた GIS データ整備に関するガイドラインを所管省庁と連携のうで策定する。ガイドラインでは、GIS データの仕様や作成方法（属性情報の名称や位置情報の付与方法含む）・品質基準・検査方法（例：データの可視化による確認、バリデーションツールの利用等）等を示すこととし、地方公共団体の GIS データ整備に対する理解度の向上、地方公共団体の効率的な業務発注の実現を進める。（参考資料 5、6）
- ・ また、地方公共団体がその他の位置情報を扱う業務の発注を行う際にも業務の過程で GIS データを作成・納品してもらえよう、仕様書上の留意事項をまとめ、その周知を進める。留意事項では、仕様書に記載する GIS データの仕様例、データの権利帰属の定め方、納品物等を示すことで、地方公共団体における GIS データの整備を支援する。例えば都市計画基礎調査関係の業務などでは、業務の過程で GIS データが作成されることもあるため、このような場合でも GIS データを成果物として納品すべきことを勧める。

○ 自治体標準オープンデータセットとの連携に関する検討

- ・ デジタル庁では、地方公共団体がオープンデータを整備・提供する際のデータの標準化を図ること等を目的として「自治体標準オープンデータセット」を策定・公開しており、今後全国の地方公共団体に広がっていくことが期待される。（参考資料 7）
- ・ 「自治体標準オープンデータセット」には位置情報が付与されているものもあり、既存の国土数値情報の更新において原典資料として活用していくとともに、その他の「自治体標準オープンデータセット」として指定されている項目についても国土数値情報として整備することも検討する。

○ 複数かつ多様な原典資料を組み合わせたデータ整備の検討

- ・ 国土数値情報の整備にあたって、例えば公共施設や医療機関、バス停留所などデータ項目によっては単独の原典資料では整備が困難である場合がある。また、衛星画像のように高額な原典資料を必要とする場合は、整備コストが課題となる。
- ・ このため、複数かつ多様な原典資料を活用したデータ整備を検討する。具体的には、土地利用データ整備における電子国土基本図やその他の様々な情報の活用、施設データ整備における地

方公共団体が整備するオープンデータやオルタナティブデータの活用等が考えられる。

③ 新たな技術の活用

昨今、AI 等新たな技術が登場し、地理空間情報分野においても AI を活用したデータ整備の効率化等で実用化に至っている技術が多く生まれている。

一方、例えば、国土数値情報における土地利用データの整備について現在は目視による衛星画像の判読によって実施しており、より効率的・効果的な整備手法の導入が求められる。また、衛星画像の高額な入手費用が持続的な整備における課題となっている。

このため、今後、以下の方策を進める。

◎ AI 技術の導入可能性に関する調査・検討

- ・ 国土数値情報における土地利用データの作成において、AI 判読の導入可能性の調査・検討を行う。(参考資料 8)
- ・ また、他の国土数値情報の整備・検査・修正にあたって、AI 技術の活用可能性が無いか、技術の発展を考慮しながら、試行実施も含めつつ検討を進める。
- ・ AI を用いてデータ整備する場合は、その品質をどう評価するかもあわせて検討する。

④ データ提供方法の改善等

国土数値情報のユーザー定着・新規ユーザーの拡大のためには、データダウンロードにおけるユーザビリティの向上や、ニーズに則したデータ形式での提供等が求められる。

このため、今後、以下のような方策を進める。

○ ダウンロードサイトの改善

- ・ 現在の国土数値情報ダウンロードサイトにおいては、データは原則都道府県単位やメッシュ単位でダウンロードする仕様となっている。一方、複数の項目を選択してのダウンロードや複数地域・時点を選択しての一括ダウンロードなどの対応ができておらず、ユーザーが広範囲な地域のデータを使用する場合、かなりの時間を要している。
- ・ また、現在はシェープファイル・GML・GeoJSON の 3 形式がまとめて格納された zip ファイルをダウンロードする仕様となっているため、ファイルサイズが大きかつ使用しないファイルもダウンロードさせている状況にある。(参考資料 9)
- ・ このため、一括ダウンロードやファイル形式等の選択式ダウンロード、データ作成年度による絞込みの機能の導入を検討する。その際にはデータの包含関係等についても、ユーザーにわかりやすく説明することとする。

○ ユーザーからのエラー情報の共有

- ・ エラーの修正にあたっては、実際にデータを活用しているユーザーの発見・指摘を活かしていくことが重要である。また、エラーの存在についてはユーザーにも共有し、エラーがあることを認識してもらうことが重要である。
- ・ このため、問い合わせ窓口(メール・電話)とは別に、ダウンロードサイトにエラー指摘専用窓口を開設し、エラーの指摘をしやすい環境を整え、できるだけ速やかに対応していく。また、

指摘されたエラーについて、その内容や修正時期・修正履歴等をユーザーにも共有し、データの利用時に注意するよう促す。

● 提供するデータ形式の検討

- ・ 現在の国土数値情報においては、シェープファイル・GML・GeoJSON の3形式を提供している。
- ・ 一方、近年は地理空間情報において多様なファイル形式が生まれており、それらはこれらの形式にはないメリットを有している。例えば、PMTiles はウェブブラウザでの利用に適したファイルであり複数の縮尺で表示できる。また、Geopackage は複数のデータや線種・色等のスタイル情報をひとつのファイルにまとめることができ、大きなファイルサイズや長い属性名等にも対応できる。GML をベースとした CityGML は AI への情報伝達が容易であり、3D 都市モデルである PLATEAU でも採用されている。そのほかにも、「整然データ」といった縦長のデータ形式等も含め、近年データサイエンティスト等が利用しやすい形式で提供されれば、国土数値情報のユーザー拡大につながる可能性がある。
- ・ そこで、現在提供しているファイル形式の妥当性や、新規ユーザーの拡大に資するファイル形式の提供について、コスト面も含めて検討していく。
- ・ また、文字コードや行政コードについては、現在、複数のパターンが一般的に用いられているが、国土数値情報におけるコードのあり方についても、これらの動向を踏まえた上で必要な検討を行う。

● API 配信等の検討

- ・ 昨今、アプリケーションやシステム間でデータを連携できる機能を拡張する API 配信が多く用いられている。API の公開によって、データがより様々なシーンで活用されることや利用者の利便性が向上することが期待できるものの、国土数値情報の現在の利用実績を踏まえると、API 配信の実現には、それに要するコスト等の視点から、多くの課題が存在する。一方、不動産情報ライブラリや国土交通プラットフォームなど、国土数値情報を一部 API 配信しているサイトも存在している。特に不動産情報ライブラリでは、2024 年 4 月のサイト開設以降、API 配信の申請が多数あり、ニーズは高い。
- ・ このため、国土数値情報の API 配信については、利用コストやニーズを十分勘案し、また他のサービスとの連携も視野に入れながら、提供範囲、仕組み等その導入の可能性について検討していく。

● 利活用に繋がるチュートリアルや用語集の提供の検討

- ・ 現状ではデータ提供にとどまっており、提供データの具体的な処理方法や使用されている用語の理解はユーザー任せになっているため、データの活用可能性を具体的に示せていない状況である。
- ・ そのため、国土数値情報を含めた GIS データの利用方法に関する既存のチュートリアルについて紹介し、さらなる利活用の促進に繋げる。紹介する情報については適宜更新し、最新のものとするよう注意していく。
- ・ 専門分野外のユーザーが国土数値情報への理解を深め適正なデータ選択の補助となるような用語集の提供を検討する。

⑤ 国土数値情報へのアクセス性向上

国土数値情報では、目的のデータを発見、検索しにくく、データを求めているユーザーが必要な国土数値情報にたどり着くことができないといった指摘がある。このため、今後、以下の方策を進める。

○ 多様なデータプラットフォームとの連携

- ・ 昨今、各府省庁・部局にて多様なデータプラットフォームが運用されており、特に e-Gov データポータルに政府のオープンデータが集約されている。
- ・ このため、国土数値情報においても、e-GOV データポータル等のサイトにデータを登録するなど、多様なサイトから国土数値情報にアクセスできるようにするほか、各種データプラットフォームとのさらなる連携を検討し、ユーザーの利便性を高めていく。

○ 属性情報等へのアクセス性向上

- ・ 国土数値情報ダウンロードサイトでは、掲載するデータ項目の具体的な内容（整備年次、属性項目、形式など）を確認するためには、各データ項目の詳細ページを開かなければならず、利便性に欠けているとの指摘がある。
- ・ また、それぞれのデータ項目に関連する属性情報などを含めたメタデータは、各データファイルを一括して収納する圧縮ファイルに同胞される仕様となっており、圧縮ファイルをダウンロードしなければその内容を確認できない状態となっている。（参考資料 10）
- ・ このため、属性項目、整備年次、整備範囲、精度などのメタデータの記載内容の充実や掲載場所の見直しを進めるとともに、データのサンプルやイメージ等の掲載を充実させることで、属性情報へのアクセス性を向上させる。
- ・ また、シェープファイルの属性情報はフィールド名の仕様上の制約により英数字のみで表示されていることから、内容がわかりにくいとの指摘がある。このため、これらの英数字表記が示す具体的内容が容易に判別できるような対応テーブルの作成・提供などについて、検討をしていく。

○ データの可視化の検討

- ・ 国土数値情報の利用においては、単に地図上で位置を確認したい、データの内容を地図所で確認してからダウンロードしたいといったユーザーも存在する。そのため、データが地図上で一部確認できる国土情報ウェブマッピングシステムのアクセス性の向上やコンテンツの充実、不動産情報ライブラリ等の他のシステムの案内等を行い、データの可視化による内容の理解促進を進める。

⑥ 代替可能データへのアクセス性向上

現在、各府省庁・部局が多様な情報の整備を行っているほか、地方公共団体や民間企業を含む多様な主体によるデータ公開が進展しており、国土数値情報と類似のデータも多く発信されている。

また、国土数値情報としても、他主体と役割分担しながら、整備項目を絞り込んでデータ提供

を進める必要がある。

このため、今後、以下のような方策を進める。

○ 類似データの所在案内

- ・ 現在の国土数値情報ダウンロードサイトでは、類似データの提供先の紹介をしておらず、ユーザーが希望するデータが見つからない場合に各ユーザーで代替データを検索するなどの不便が生じている。
- ・ このため、国土数値情報ダウンロードサイトにおいて、他の機関が提供する類似データの所在を参考情報として掲載する。また、国土数値情報としては近年更新されていないが、最新の類似データが他の機関から提供されている場合には、その案内を行う。

2 おわりに

本方針では、国土数値情報を取り巻く環境の変化、現状での利用や整備の状況を踏まえつつ、今後の国土数値情報の位置づけや、それに基づく整備・提供等に関する対応策を検討し、「今後の国土数値情報の整備方針」としてとりまとめた。

今後は本方針に基づき国土数値情報について様々な施策を実施し、データ活用社会に貢献できる「開かれた」「使われる」国土数値情報となることを目指すべく、不断の努力と検討を続けていく。

本方針に掲げた対応策の実施状況については、フォローアップしていくことが必要と考えられ、また、経済・社会・技術等の変化の動向にあわせ、方針の見直し等を行うことも考えられる。

なお、本方針の策定にあたっては、瀬戸寿一駒澤大学准教授を座長とする「今後の国土数値情報の整備のあり方に関する検討会」の委員各位およびゲストスピーカー各位に数々の有益なご指摘ご助言をいただいたことについて感謝申し上げます。

今後の国土数値情報の整備のあり方に関する検討会 名簿

(敬称略、委員五十音順)

委 員

秋山 祐樹 東京都市大学 教授
 桜井 駿 一般社団法人不動産建設データ活用推進協会 代表理事
 杉本 直也 静岡県 デジタル戦略局 参事
 座 長 瀬戸 寿一 駒澤大学 准教授／東京大学 特任准教授
 高木 和之 株式会社ゼンリン DB戦略本部長
 西澤 明 地域・交通データ研究所 代表
 溝淵 真弓 アジア航測株式会社 技術部長／
 一般社団法人地理情報システム学会 代議員

ゲストスピーカー

牧村 和彦 一般財団法人計量計画研究所 業務執行理事
 森尾 淳 一般財団法人計量計画研究所 都市地域・環境部門 主幹研究員
 石川 泰正 東京カートグラフィック株式会社 企画営業部 部長
 村松 和善 東京カートグラフィック株式会社 技術開発部
 地図地理エンタメプロデューサー
 藤元健太郎 ディー・フォー・ディー・アール株式会社 代表取締役社長
 古橋 大地 青山学院大学 教授
 滝沢 潔 一般社団法人不動産テック協会 代表理事／株式会社ライナフ 代表取締役

オブザーバー

国土交通省 大臣官房技術調査課
 総合政策局情報政策課
 国土政策局総合計画課
 都市局都市計画課
 水管理・国土保全局河川環境課水防企画室
 国土地理院 防災・地理空間情報企画センター 地理空間情報企画課
 法 務 省 民事局民事第二課

事務局

矢吹 周平 国土交通省政策統括官付地理空間情報課長
 米倉 大悟 国土交通省政策統括官付地理空間情報課地理空間情報活用推進官
 武林 雅衛 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 課長補佐（令和5年度・6年度）
 諏訪 浩一 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 課長補佐（令和6年度）
 八代 知真 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 GIS係長（令和5年度）
 浅田 孟 国土交通省政策統括官付地理空間情報課 GIS係長（令和6年度）

※令和6年7月1日に情報活用推進課から地理空間情報課に改称

(令和5年度)

1	林 典之	株式会社三菱総合研究所	社会インフラ事業本部	主席研究員
2	升本 和彦	株式会社三菱総合研究所	社会インフラ事業本部	主席研究員
3	山崎 大夢	株式会社三菱総合研究所	社会インフラ事業本部	研究員
4				
5	(令和 6 年度)			
6	中尾 昌史	エム・アール・アイ	リサーチアソシエイツ株式会社	
7		社会システム事業部	主任研究員	
8	盛田 太郎	エム・アール・アイ	リサーチアソシエイツ株式会社	
9		社会システム事業部	研究員	
10	和田 英子	エム・アール・アイ	リサーチアソシエイツ株式会社	
11		社会システム事業部	研究員	